

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和3年6月25日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000156 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100024 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 18 年 4 月から同年 6 月までの標準報酬月額については、28 万円から 34 万円、同年 7 月から平成 19 年 3 月までの標準報酬月額については、28 万円から 38 万円とする。  
平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。  
事業主は、請求者に係る平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 13 年 7 月 2 日から平成 16 年 7 月 1 日まで  
② 平成 17 年 4 月 21 日から同年 7 月 25 日まで  
③ 平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 4 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額について、会社より相違があると報告を受けたので、実際に控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

- 1 請求期間③については、請求者が提出した給与明細書及び A 社が提出した請求者に係る賃金台帳により確認又は推認される厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月までの標準報酬月額 (28 万円) を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月までに係る標準報酬月額については、前述の給与明細書及び賃金台帳により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成 18 年 4 月から同年 6 月までは 34 万円、同年 7 月から平成 19 年 3 月までは 38 万円とする

ことが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①及び②については、A社は、平成 18 年以前の賃金台帳を保管しておらず、請求者の住所地である B 市は、課税資料の保存期限は 7 年間であり、当該期間に係る資料はない旨回答しており、請求者自身も当該期間に係る給与明細書等を所持していないところ、請求者が提出した預金通帳の写し及び C 銀行が提出した請求者の当該期間に係る預金取引明細により、当該期間に係る A 社からの各月の給与の振込金額は確認できるものの、その振込金額からは、当該期間に係る各月の厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の平成 13 年 7 月から平成 16 年 6 月まで及び平成 17 年 4 月から同年 6 月までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成 13 年 7 月から平成 16 年 6 月まで及び平成 17 年 4 月から同年 6 月までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000274 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100025 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 21 年 7 月、平成 22 年 7 月、同年 12 月及び平成 28 年 12 月の標準賞与額を 26 万円に訂正することが必要である。

平成 21 年 7 月、平成 22 年 7 月、同年 12 月及び平成 28 年 12 月の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 21 年 7 月、平成 22 年 7 月、同年 12 月及び平成 28 年 12 月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 22 年 7 月及び同年 12 月の標準賞与額を 26 万円から 26 万 5 千円に、平成 28 年 12 月の標準賞与額を 26 万円から 26 万 6 千円に訂正することが必要である。

平成 22 年 7 月、同年 12 月及び平成 28 年 12 月の訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 21 年 7 月 10 日  
② 平成 22 年 7 月 10 日  
③ 平成 22 年 12 月 10 日  
④ 平成 28 年 12 月 10 日

A 社から請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金の記録に反映していないので、賞与の記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

- 1 請求者が提出した賞与に係る給料支払明細書には、支給月日（請求期間④は支給年月日）の記載はないものの、当該明細書の表記によると、請求者は、A 社から平成 21 年夏期、平成 22 年夏期、同年冬期及び平成 28 年冬期に係る賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の賞与に係る給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、平成 21 年 7 月、平成 22 年 7 月、同年 12 月及び平成 28 年 12 月の標準賞与額を 26 万円に訂正することが必要である。

平成 21 年 7 月、平成 22 年 7 月、同年 12 月及び平成 28 年 12 月の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

また、賞与の支給年月日については、請求者及びA社の代表取締役の陳述から、平成 21 年 7 月 10 日、平成 22 年 7 月 10 日、同年 12 月 10 日及び平成 28 年 12 月 10 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から④までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対し提出したかは不明だが、厚生年金保険料については納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間のうち、平成 22 年 7 月、同年 12 月及び平成 28 年 12 月については、請求者が提出した賞与に係る給料支払明細書により確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を上回っていることから、当該期間の標準賞与額について、平成 22 年 7 月及び同年 12 月の標準賞与額を 26 万円から 26 万 5 千円に、平成 28 年 12 月の標準賞与額を 26 万円から 26 万 6 千円に訂正することが必要である。

なお、前述の賞与に係る給料支払明細書によると、請求者は、訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000301 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100026 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 19 年 1 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 19 年 1 月から平成 21 年 8 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 19 年 1 月から平成 21 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 1 月から平成 21 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 18 年 12 月及び平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 18 年 12 月の標準報酬月額については、次の表の第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額、平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額については、第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 18 年 12 月及び平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月までの第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額 (第三欄 (平成 18 年 12 月については第二欄) に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 18 年 12 月	24 万円	—	30 万円
平成 19 年 1 月から同年 5 月まで	24 万円	30 万円	—
平成 19 年 6 月から平成 20 年 8 月まで	24 万円	36 万円	—
平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月まで	34 万円	36 万円	38 万円

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日から平成 21 年 9 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、請求期間について、給与から控除されていた厚生年金保険料額及び給与として支給されていた報酬月額に見合う標準報酬月額が、年金記録の標準報酬月額と相違しているため、実際に控除されていた厚生年金保険料額及び支給されていた報酬月額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間（次の表の第一欄に掲げる期間）のうち、平成19年1月から平成21年8月までの期間については、請求者及びA社が提出した賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、第二欄に掲げるオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

したがって、平成19年1月から平成21年8月までの標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

平成19年1月から平成21年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成18年12月	24万円	—	30万円
平成19年1月から同年5月まで	24万円	30万円	—
平成19年6月から平成20年8月まで	24万円	36万円	—
平成20年9月から平成21年8月まで	34万円	36万円	38万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年1月から平成21年8月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成19年1月から平成21年8月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成18年12月については、前述の賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額については、上記1の表の第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

請求期間のうち、平成20年9月から平成21年8月までの期間については、前述の賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額については、上記1の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の賃金台帳によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄（平成18年12月については第二欄）に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生

年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄（平成18年12月については第二欄）に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100008 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2100011 号

## 第 1 結論

平成 15 年 8 月から同年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 8 月から同年 12 月まで

国民年金加入後、納付日の遅れはあるが、一度も国民年金保険料を滞納したことはありません。当時、家族の国民年金保険料も合わせて納付していたので、私の保険料だけ未納とされているのは納得できません。

当時、確定申告の時、国民年金保険料控除証明書及び支払い納付書のコピーを添付し、市役所の台帳と確認後、提出していたので、申告書の金額に相違はありません。添付した「年金納付状況 (支払い内訳)」（以下「内訳表」という。）に記載されている通り、表の金額と確定申告書の金額が一致している事もあり、支払っているのは明確です。

## 第 3 判断の理由

請求者は、平成 13 年から平成 18 年までの所得税の確定申告書 (控) 並びに請求者及び同居親族の当該期間の各年ごとの国民年金保険料の納付状況を記載したものであるとする内訳表を提出し、請求期間の国民年金保険料を平成 15 年及び平成 16 年に納付した旨主張しているところ、平成 15 年分及び平成 16 年分の所得税の確定申告書 (控) に記載された国民年金の支払保険料額は、当該内訳表に記載された請求者が平成 15 年及び平成 16 年に納付したとする国民年金保険料の合計金額と一致している。

一方、前述の平成 15 年分及び平成 16 年分の所得税の確定申告書 (控) に記載された国民年金の支払保険料額は、オンライン記録で確認できる請求者及び配偶者の平成 15 年及び平成 16 年を収納年月日とする国民年金保険料の合計金額とも一致していることが確認できる。

また、請求者は、オンライン記録で確認できる請求者及び配偶者の国民年金保険料の収納年月日が事実ではなく誤りであることから、請求期間の国民年金保険料についても納付していたはずである旨主張しているところ、日本年金機構は、国民年金保険料の領収済通知書の保存期間は 3 年であり、保管していない旨回答していることから、請求者の主張について、確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付した可能性のある金融機関として、A 銀行 B 支店、C 銀行 D 支店及び E 銀行 F 支店を挙げているが、当該銀行は、いずれも、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを確認できる資料の保管はない旨回答している。

なお、オンライン記録によると、請求者の請求期間直後の国民年金保険料については、平成 16 年 1 月分から平成 17 年 2 月分までを平成 18 年 3 月 2 日、平成 17 年 3 月分から同年 12 月

分までを平成 19 年 11 月 30 日にそれぞれ一括して収納された記録とされているところ、請求者は、そのようにまとめて支払ったことはなく、収納年月日についても事実と異なっている旨主張しているが、日本年金機構が写しを保管する平成 18 年 2 月 20 日発行の請求者に係る督促状によると、請求者は平成 16 年 1 月分から平成 17 年 12 月分までの未納とされている国民年金保険料について、平成 18 年 3 月 6 日を指定期限とする督促を受けていたことが確認でき、当該督促に基づき上記期間の国民年金保険料が納付されたものとするのが自然であるほか、当該督促状発行日においては、請求期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

このほか、請求者が請求期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000040 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100023 号

## 第 1 結論

昭和 56 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、請求者が A 社における厚生年金保険被保険者であったとして記録を訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
A 社に勤務していた請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録が漏れている。  
参考資料はないが、調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者(以下「照会対象者」という。)に照会したところ、そのうち、請求者が同社に勤務していたことを記憶している旨回答している者がいることから、勤務期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、請求者の A 社に係る雇用保険被保険者記録はないほか、同社は、昭和 57 年 8 月 1 日より代表者等が変更のため過去の資料は現在なく、請求者の勤務状況等は不明である旨回答しており、請求期間当時の同社の代表取締役及び取締役からは回答を得ることができないことから、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の加入の有無及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、照会対象者のうち、回答又は陳述を得られた者の中には、3 か月ほど様子見の期間があり、その期間は厚生年金保険に加入させていなかったと思う者がいるほか、勤務開始時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期が一致しないとする者がいることから、請求期間当時、A 社では必ずしも勤務実態どおりに厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求者の厚生年金保険被保険者記録はなく、健康保険の整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。